

2020年5月31日

鹿児島県知事殿 鹿屋市長殿 鹿屋市教育長殿

日本フッ素研究会代表 成田 憲一
フッ素問題全国連絡会 代表 大久保則夫
健康情報研究センター 代表 里見 宏
薬害オンブズパースン会議仙台支部 加藤 純二
特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン 理事長 古賀 真子

鹿屋市細山田小学校でのフッ素洗口濃度調整間違い事故についての抗議と申し入れ

貴職におかれましては新型コロナの影響下のもと、日々ご多忙のことと拝察いたします。表記の件に関して、以下の理由により、当該小学校及び市県下の集団フッ素洗口を実施している教育機関や幼稚園、保育園についてフッ素洗口を見合わせる事、将来的にもフッ素洗口を行わないよう指導することを求めます。

記

1 はじめに

今回の細山田小学校の事件は以下の理由で学校保健行政に与える影響は大きいと思います。

- ① 従来から学校での集団フッ素洗口には問題があり、事故も指摘されていること。
- ② さらにコロナの影響下、厚労省事務連絡（2020年4月14日）による集団で実施する健診や保健指導の延期や口腔衛生学会の声明（2020年4月20日）でフッ素洗口の中断要請が出ていることに反すること（添付 1.2）。以下フッ素洗口自体の問題点も含め、対処に関する提言をします。

2 フッ素の急性中毒量からみて洗口事故は不可避です

厚労省や口腔衛生学会の見解（体重 1kg 当たり 2~5mg）の $1/10$ 以下でも急性中毒症状が出現することを考慮すべきです（添付 3）。

今回の事故は洗口剤の一包 1.8g から 7.2g に変更されたにも拘わらず従来と同じ水分量で希釈したため 4 倍の洗口濃度液になったこと。通常 900ppm の洗口液 10cc が 3600ppm になったことであり、それにより 2 人の児童が急性中毒症状を呈したことに起因します。

週 1 回法は 900ppm であり、通常それ以上の濃度は洗口に使用しないことになっています。一度口に含んだ洗口液は全量の見込むことを想定する必要があり、今回の事故も決して想定されないことではありませんでした。

学校長の謝罪文（添付 4）に「今回の誤った洗口液の濃度は通常の 4 倍のもので、洗口時にすべて飲み込んで健康被害等の心配はないとされる量」とありますが、中毒事故の小学 5 年生（11 歳）の平均体重は 34.33kg で、仮に全量を飲み込んだ場合は、体重当たりになると（36mg/34.3kg）約 1.0mg になります。これは WHO の水道工学部門の発表した体重 1kg あたり 1mg の急性中毒量より多いものです。また飲み込み量を 30% としても 0.32mg

となり新潟大学での実習中の事故（0.3mg）より多くなります。

これらの危険性は日弁連の「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」（2011年1/21）など多くの組織、団体によりこれまで繰り返し指摘されてきたことです。

3 責任の所在と再発の防止をすべきです。：教職員、養護教員は誤政策の被害者であり事故の責任はありません。

- ① 今回の事故の責任は市長、教育委員会、学校長、学校歯科医師であり調剤を担当せざるを得ない教職員ではありません。

責任者を別途傷害罪で告発することも視野に入れていきます。

薬剤の濃度調整は医師、歯科医師や薬剤師以外の者が実施すると医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律（旧薬事法）違反になります。

また調剤業務のあり方、厚労省医薬生活衛生局総務課（薬生総発0402第1号平成31年4月2日）の3には「薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても、薬剤師法第19条に違反すること」とあります(添付5)。

当然教職員が実施すれば法違反になりますが、指示書の発行により上記以外の者が調剤することを可能としています。本来できない事を強制されているのであり、職務命令としては実質上拒否できないのが実態です。事故や問題があれば全て現場の実施者に責任を負わせるというシステムに問題があります。今回の事故も学校歯科医や助言者が洗口剤の水分量に注意するよう助言すれば防げたことです。

4 今回の事故を教訓として集団フッ素洗口をみなおすべきです

水道水へのフッ素添加による虫歯予防法はIQ低下や認識機能に重大な悪影響を及ぼす、として学者や市民が合衆国環境保護庁（EPA）を提訴した裁判が2020年6月8日から24日までカリフォルニア州の連邦地裁で開始されます。日本では学校での集団フッ素洗口は水道水フッ素添加の次善の策としていままで全国的に実施されてきました。家庭での高濃度フッ素入り歯磨き剤も普及しておりフッ素の過剰摂取による歯フッ素症が増加しているとの報告（発症率72%：米国NHANES2012年）があります。2019年度文科省学校保健統計調査では12歳児の1人平均虫歯経験本数は0.7本でフッ素洗口は不要、不急、有害、無効です。新型コロナ感染症対策で教育現場も多業務と混乱が広がっています。感染拡大防止のためにもフッ素洗口は無害どころか有害です。私たちは文部科学省ほか実施自治体向けに新型コロナ感染防止のためにもフッ素洗口の中止を求めています（添付6）。事故のあった貴職の市県下の学校等でも即時中止をするように指導していただくことを求めます。